

平成31年度 多面的機能支払について

※町会・区が総出で行う江掘り、農道補修、草刈り及び軽微な補修工事に対して交付します。

※平成31年度は4月6日以降に活動が出来ます。(但し、施設点検を行っていない補修工事は実施出来ません)

※江掘り写真の撮り方(日当、機械借上げ料を出す場合・集合写真と状況写真及びバックホウ・トラック等が確認出来る写真が必要)



江掘りの集合写真(人数確認)



江掘り状況写真



使用した機械の写真



トラック使用状況の写真

※農道補修写真の撮り方(日当、機械借上げ料を出す場合・集合写真と状況写真及びバックホウ等が確認出来る写真が必要)



農道補修の集合写真(人数確認)



農道補修状況写真



使用した機械の写真



作業後の写真

※草刈り作業の写真の撮り方(日当を出さない場合は、集合写真は要らないが、状況写真は必要)



水路の草刈り状況写真



ため池の草刈り状況写真



作業前の写真



作業後の写真

※草刈り作業の写真の撮り方(日当を出す場合・草刈機の台数と人数が確認出来る写真及び状況写真が必要)



草刈りの集合写真(人数確認)



草刈りの状況写真



作業前の写真



作業後の写真

※U字溝布設・布設替工事の写真の撮り方(測量、布設、目地詰め作業で、人数及び機械が確認出来る写真が必要)



測量・丁張り作業



U字溝布設作業



目地詰め作業



作業前、作業後の写真

但し、業者をお願いする場合、助成額(m当り2,000円)を超えた分は町会負担が必要です。

環境活動・・・地域住民が行う植栽・草むしり・ゴミ拾い・生き物調査等に対して、日当は出ません。但し粗品代として支払いが出来る。



各種団体による花の植栽



子供会・住民等のゴミ拾い



小学校と連携しての生物調査



桜の消毒(柿・樹木等の消毒はダメ)

＜町会・区が行う活動に対して、事務局へ提出するもの＞ ※お茶等を買う場合は、**カード払い等、個人のポイントがつくものはダメ**です。

① 作業日報 ② 活動写真(デジカメで撮影 10枚以上撮ること) ③ 位置図(活動場所を明記)

④ 参加者名簿(農家・非農家を区分する) ⑤ 請求・領収書(宛は「**水土里**(〇〇町又は〇〇区)」で、内訳に数量を明記する)

(注意) 日当については、町会・区でプールして他の用途に流用しないで下さい。